

専決処理報告 第 1 号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案専決処理報告

平成 31 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務専決規程（平成 4 年教育委員会訓令第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により専決しましたので、報告します。

高知県教育委員会事務専決規程（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 6 条 教育長は、第 2 条に定める事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。



30 高政企第 274 号
平成 31 年 2 月 12 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



平成 31 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

平成 31 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例議案

別紙 1

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 議案説明

この条例は、高知県立青少年センターの陸上競技場の改修に伴い、施設の使用料の額を改定する等必要な改正をしようとするものである。

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和42年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の(1)中「照明設備以外」を「アリーナ等」に改め、同表の3を次のように改める。

3 屋外体育施設

(1) 球場

区分		使用料			
		基本使用料			時間外使用料（1時間につき）
		午前	午後	全日	
野球		1,500円	2,150円	3,170円	490円
ソフトボール	1面	1,000円	1,430円	1,960円	330円
控室	1室	420円	600円	1,020円	160円

(2) 陸上競技場等

区分		使用料			
		基本使用料			時間外使用料（1時間につき）
		午前	午後	全日	
陸上 競技 場	アマチュアスポーツ	2,750円	3,300円	5,500円	830円
	アマチュアスポーツ以外のもの	13,750円	16,500円	27,500円	4,140円
	共用の場合	1人1日につき90円			
補助グラウンド		1,000円	1,430円	1,960円	340円
競技本部棟	1室	1,080円	1,300円	2,170円	320円

(3) 照明設備

区分		使用料（1時間につき）
球場	全点灯	1,090円
	2/3点灯	740円
	1/3点灯	370円

（4） シャワー

1人1回につき96円

別表第2備考3中「、陸上競技場若しくは補助グラウンド」を「若しくは陸上競技場等」に、「陸上競技場又は補助グラウンド」を「陸上競技場等」に改め、同表備考7を同表備考10とし、同表備考6中「、多目的室、体育館の大アリーナ若しくは小アリーナ又は屋外体育施設の球場、陸上競技場若しくは補助グラウンド」を「又は多目的室」に改め、「(体育館の大アリーナ又は小アリーナを2分の1又は4分の1に区分して利用する場合にあつては、当該額に0.5又は0.25(4分の3面を利用する場合にあつては、0.75)を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。))」を削り、同備考を同表備考7とし、同備考の次に次のように加える。

8 体育館の大アリーナ又は小アリーナを時間単位で利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の時間外使用料の額(2分の1又は4分の1に区分して利用する場合にあつては、当該額に0.5又は0.25(4分の3面を利用する場合にあつては、0.75)を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。))に利用時間を乗じて計算する。

9 屋外体育施設の球場又は陸上競技場等(陸上競技場の共用の場合を除く。)を時間単位で利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の時間外使用料の額(陸上競技場を2分の1に区分して利用する場合にあつては、当該額に0.5を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。))に利用時間を乗じて計算する。

別表第2備考5の次に次のように加える。

6 屋外体育施設の陸上競技場(共用の場合を除く。)を2分の1に区分して利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の使用料の額に0.5を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）

（使用料の納付）

（使用料の納付）

第3条 別表第1に定める施設を利用する者は、別表第2に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第2に定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料を県に納付しなければならない。ただし、青少年にあっては、青少年センターの体育館、屋外体育施設のシャワー又は宿泊施設を利用するときに限る。

第3条 別表第1に定める施設を利用する者は、別表第2に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第2に定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料を県に納付しなければならない。ただし、青少年にあっては、青少年センターの体育館、屋外体育施設のシャワー又は宿泊施設を利用するときに限る。

別表第2（第3条関係）

別表第2（第3条関係）

- 1 略
- 2 体育館
 - (1) アリーナ等
- 表 略
- (2) 略
- 3 屋外体育施設
 - (1) 球場

- 1 略
- 2 体育館
 - (1) 照明設備以外
- 表 略
- (2) 略
- 3 屋外体育施設
 - (1) 照明設備以外

	使用料	
	基本使用料	時間外使

	使用料	
	基本使用料	時間外使

区分		午前	午後	全日	用料（1時間につき）
野球		1,500円	2,150円	3,170円	490円
ソフトボール	1面	1,000円	1,430円	1,960円	330円
控室	1室	420円	600円	1,020円	160円

区分		単位	午前	午後	全日	用料（1時間につき）
球場	野球	全面	1,500円	2,150円	3,170円	490円
	ソフトボール	1面	1,000円	1,430円	1,960円	330円
	控室	1室	420円	600円	1,020円	160円
陸上競技場		全面	2,010円	2,880円	4,400円	660円
補助グラウンド		全面	1,000円	1,430円	1,960円	340円
シャワー		1人 1回				96円

（2） 陸上競技場等

区分		使用料			
		基本使用料			時間外使用料（1時間につき）
		午前	午後	全日	
陸上競技場	アマチュアスポーツ	2,750円	3,300円	5,500円	830円
	アマチュアスポーツ以外のもの	13,750円	16,500円	27,500円	4,140円

（2） 照明設備

区分		使用料（1時間につき）
球場	全点灯	1,090円
	2 / 3点灯	740円
	1 / 3点灯	370円

共用の場合		1人1日につき90円			
補助グラウンド		1,000 円	1,430 円	1,960 円	340円
競技本部棟	1室	1,080 円	1,300 円	2,170 円	320円

(3) 照明設備

区分		使用料(1時間につき)	
球場	全点灯	1,090円	
	2/3点灯	740円	
	1/3点灯	370円	

(4) シャワー

1人1回につき96円

∞

4 略

備考 1・2 略

3 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に青少年ホール、本館会議室、多目的室、体育館の大アリーナ、小アリーナ若しくは会議室又は屋外体育施設の球場若しくは陸上競技場等を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時(屋外体育施設の陸上競技場等にあつては、午後5時)から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。

4 略

備考 1・2 略

3 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に青少年ホール、本館会議室、多目的室、体育館の大アリーナ、小アリーナ若しくは会議室又は屋外体育施設の球場、陸上競技場若しくは補助グラウンドを利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時(屋外体育施設の陸上競技場又は補助グラウンドにあつては、午後5時)から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。

4・5 略

6 屋外体育施設の陸上競技場（共用の場合を除く。）を2分の1に区分して利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の使用料の額に0.5を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

7 青少年ホール、本館会議室又は多目的室を時間単位で利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の時間外使用料の額に利用時間を乗じて計算する。

8 体育館の大アリーナ又は小アリーナを時間単位で利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の時間外使用料の額（2分の1又は4分の1に区分して利用する場合にあっては、当該額に0.5又は0.25（4分の3面を利用する場合にあっては、0.75）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。））に利用時間を乗じて計算する。

9 屋外体育施設の球場又は陸上競技場等（陸上競技場の共用の場合を除く。）を時間単位で利用する場合の額は、こ

4・5 略

6 青少年ホール、本館会議室、多目的室、体育館の大アリーナ若しくは小アリーナ又は屋外体育施設の球場、陸上競技場若しくは補助グラウンドを時間単位で利用場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の時間外使用料の額（体育館の大アリーナ又は小アリーナを2分の1又は4分の1に区分して利用する場合にあっては、当該額に0.5又は0.25（4分の3面を利用する場合にあっては、0.75）を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。））に利用時間を乗じて計算する。

の表に規定するそれぞれの区分の時間外使用料の額（陸上競技場を2分の1に区分して利用する場合にあっては、当該額に0.5を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。））に利用時間を乗じて計算する。

10 略

7 略

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案説明資料

生涯学習課

1 改正の趣旨

高知県立青少年センター陸上競技場の改修に伴い、施設の使用料を定めようとするものである。

2 改正内容

- (1) 使用料の算定にあたっては、施設の改修を踏まえた実勢価格（管理運営費及び減価償却額）により算出して設定。
- (2) 本施設は東部地域のスポーツ拠点施設として、アマチュアの競技大会等を開催するとともに、Jリーグ等のスポーツキャンプも想定しており、春野総合運動公園と同様にアマチュアとそれ以外で料金設定を区分。一方で、使用する団体が入場料を徴収する場合は想定されないことから、入場料の有無による料金区分は設けない。
- (3) 青少年に対しては、青少年センターの設立趣旨が「青少年の健全育成とスポーツの振興」であり、引き続き徴収しないものとする。
※ 整備内容が類似している第3種公認陸上競技場である県立春野総合運動公園補助陸上競技場や、近隣の施設と比較して妥当な額である。

3 条例新旧対照表

【改正後】

区分	単位	使用料				
		基本使用料			時間外 (1時間)	
		午前	午後	全日		
陸上競技場	アマチュアスポーツ	全面	2,750円	3,300円	5,500円	830円
		片面	1,370円	1,650円	2,750円	410円
	アマチュアスポーツ以外のもの	全面	13,750円	16,500円	27,500円	4,140円
		片面	6,870円	8,250円	13,750円	2,070円
	共用の場合	1日	90円			
	競技本部棟	1室	1,080円	1,300円	2,170円	320円

【改正前】

区分	単位	使用料			
		基本使用料			時間外 (1時間)
		午前	午後	全日	
陸上競技場	全面	2,010円	2,880円	4,400円	660円

* 上記の施設に消費税を加えた額(10円未満は切り捨て)を納付

* 上記の施設に消費税を加えた額(10円未満は切り捨て)を納付

21,650円 実勢価格

【参考】

県立春野総合運動公園 補助陸上競技場 (税抜)

区分	単位	使用料						
		基本使用料			時間外 (1時間)			
		午前	午後	全日				
補助陸上競技場	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	全面	20,820円	24,990円	41,650円	6,230円	
		アマチュアスポーツ以外のもの	全面	123,920円	148,640円	247,730円	36,430円	
	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	アマチュアスポーツ	全面	2,310円	2,760円	4,620円	680円
			片面	1,150円	1,370円	2,310円	330円	
		その他の者	全面	4,620円	5,540円	9,250円	1,370円	
			片面	2,310円	2,760円	4,620円	680円	
	アマチュアスポーツ以外のもの	全面	23,140円	27,770円	46,280円	6,940円		
		片面	11,570円	13,880円	23,140円	3,460円		
	共用の場合	児童・生徒	1日	60円				
		その他の者	1日	160円				

* 第3種公認陸上競技場

アマチュアスポーツの一般利用の場合で近隣施設と比較

(税抜)

施設名	単位	使用料				備考
		基本使用料			時間外 (1時間)	
		午前	午後	全日		
青少年センター陸上競技場(改正後)	全面	2,750円	3,300円	5,500円	830円	第3種公認陸上競技場・観覧席無し
春野総合運動公園補助陸上競技場		4,620円	5,540円	9,250円	1,370円	第3種公認陸上競技場・観覧席無し・フルウレタン使用
香南市野市ふれあい広場		1,510円	2,150円	3,440円	430円	陸上競技施設は無し
芸西村鶴ヶ丘運動公園 陸上利用		800円	1,200円	2,000円	400円	陸上競技場公認取得無し
陸上以外の利用		1,200円	1,600円	2,800円	600円	

青少年センター陸上競技場の改修について

(生涯学習課)

(1) 改修計画の概要

東部地域における陸上競技・サッカー・ラグビー等のスポーツ拠点施設として整備するため、陸上競技場の改修工事を行うとともに、必要な関連施設を整備する。

(2) 改修の目的

- 昭和 42 年以降大きな改修をしておらず、トラックは土質、フィールド内は芝生が剥離。
- 公認陸上競技場の要件を満たしていないため、競技大会や記録会が開催できない。

→ 県東部のスポーツ拠点施設として、十分な競技環境の整備が必要

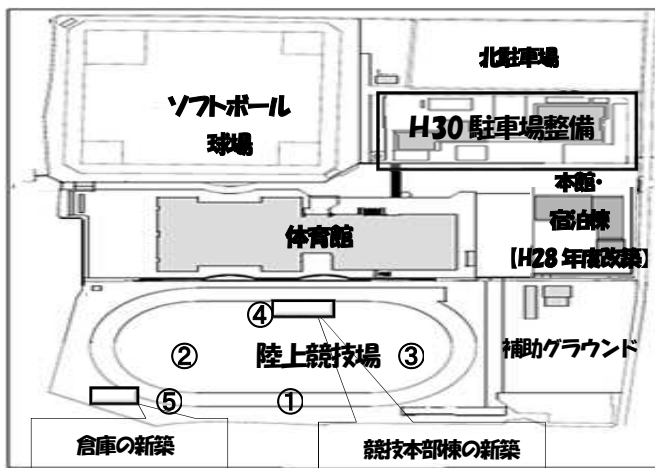
○県立春野陸上競技場など数か所の公認陸上競技場に陸上競技・サッカー・ラグビー等の大会やキャンプ・合宿が集中しており、受入調整が年々困難化。

→ 新たな「第3種公認陸上競技場」の整備が必要(春野等への集中が緩和されることで、今後のスポーツキャンプの誘致や、2020 東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の招致の促進にもつながる。)

期待される効果

- ◆東部地域における陸上競技及びサッカー・ラグビー等の競技力の向上と競技者の負担軽減
- ◆国内トップチーム・大学の合宿などの誘致促進
- ◆県内の陸上競技場における各種大会開催の過密状況の緩和(新たな受け皿として機能)

(3) 事業概要



①全天候型トラックの整備

- ・競技大会や記録会の開催が可能な 8 レーントラックの整備

②陸上競技施設の整備

- ・砲丸投げサークル、円盤投・ハンマー投兼用サークル、走高跳助走路など必要な陸上の競技施設の整備

③天然芝フィールドの整備

- ・サッカー・ラグビー等の競技に対応可能なピッチの整備

④競技本部棟の新築

- ・大会時の記録判定や審判控室等に使用する競技本部棟の新築

⑤倉庫の新築

- ・陸上競技用品や芝の管理機械を保管する倉庫の新築

- 【利用見込】
- ・陸上大会 12大会開催 (利用者数：4,000人)
 - ・Jリーグキャンプ 2チーム (利用者数：1,000人)
 - ・大学合宿、高校部活動(陸上、サッカー) (利用者数：3,700人)
 - ・一般利用(陸上、サッカー、ラグビー等) (利用者数：7,800人)
- 計 16,500人 (参考 H29：10,417人)**

(4) 整備施設の概要

- ・整備場所 香南市野市町西野 3 0 3 - 1 青少年センター内
- ・面積 20,900㎡
- ・工期 平成30年6月27日～平成31年5月22日
- ・総工費 493,296千円 (H31.1.28時点)

(5) 改修工事のスケジュール

